

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力証明) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ブルキナファ ソ	中央プラトー及び南部中央地方 飲料水供給計画（詳細設計）の ための贈与に関する日本国政府 とブルキナファソ政府との間の 交換公文	中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画（詳細 設計）を実施するために必要な役務の購入	67,000千円 H23.7.31まで	H21.2.17 ワガドワ グーで (同日)	日本側 岡村善文在ブルキ ナファソ大使 側 ベトウ ヰ・アラソ・ヨロ国務大 臣兼外務・城内協力大臣	H21.3.9 110号
ブルキナファ ソ	第四次小学校建設計画のための 贈与に関する日本国政府とブル キナファソ政府との間の交換公 文	第四次小学校建設計画を実施するために必要な生産物 及び役務の購入	998,000千円 H22.4.30まで	H21.4.2 ワガドワ グーで (同日)	日本側 岡村善文在ブルキ ナファソ大使 側 ミナタ ・サワテ・セスマ城内協 力担当外務・城内協力大 臣付副大臣	H21.4.21 225号
ブルキナファ ソ	食糧援助に関する日本国政府と ブルキナファソ政府との間の交 換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食 糧援助のための生産物及び役務の購入	800,000千円 H22.4.30まで	H21.4.2 ワガドワ グーで (同日)	日本側 岡村善文在ブルキ ナファソ大使 側 ミナタ ・サワテ・セスマ城内協 力担当外務・城内協力大 臣付副大臣	H21.4.21 226号
ブルキナファ ソ	中央プラトー及び南部中央地方 飲料水供給計画のための贈与に 関する日本国政府とブルキナ ファソ政府との間の交換公文	中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画を実施 するために必要な生産物及び役務の購入	1,459,000千円 H26.12.31まで	H21.6.26 ワガドワ グーで (同日)	日本側 村田優久夫在ブル キナファソ臨時代理大使 ブルキナファソ側 ベトウ ヰ・アラソ・ヨロ国務大 臣兼外務・城内協力大臣	H21.7.21 382号
ブルキナファ ソ	サヘル地方初等教員養成校建設 計画のための贈与に関する日本 国政府とブルキナファソ政府と の間の交換公文	サヘル地方初等教員養成校建設計画を実施するために 必要な生産物及び役務の購入	836,000千円 H23.1.31まで	H21.7.13 ワガドワ グーで (同日)	日本側 杉浦勉在ブルキナ ファソ大使 側 ベトウ ヰ・アラソ・ヨロ国務大 臣兼外務・城内協力大臣	H21.7.31 399号
ブルキナファ ソ	ブルキナファソ政府に対する贈 与に関する日本国政府とブルキ ナファソ政府との間の交換公文	ブルキナファソの経済社会開発努力推進に寄与するた め、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購 入するための資金を贈与すること。	600,000千円 _____	H21.9.4 ワガドワ グーで (同日)	日本側 杉浦勉在ブルキナ ファソ大使 側 ミナタ ・サワテ・セスマ城内協 力担当外務・城内協力大 臣付副大臣	H21.9.17 481号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、_____と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。